平成２４年（フ）第５４４号
埼玉県ふじみ野市福岡新田64番地９
破産者　渡辺　信子
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６号
長崎県長崎市立岩町15番23号
破産者　南　　和子
１　決定年月日　平成25年３月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
静岡県浜松市北区初生町792番地の13　ビラエントピア105号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区引佐町井伊谷349番地の１
破産者　冨田　有俊
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３２９号
愛知県半田市平地町３丁目93番地　サンハイツ平地Ｃ号
破産者　間瀬　勇治
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３１号
愛知県半田市大松町１丁目27番地、開始決定時の住所愛知県半田市亀崎常盤町２丁目75番地の２
破産者　間瀬さだ子
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５４号
名古屋市中川区打中２丁目34番地
破産者　長田　忠司
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２８号
名古屋市西区秩父通２丁目40番地　ドリーム秩父402号
破産者　杉江洋裁・さかえ洋裁こと　杉江　肇
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２２号
愛知県小牧市間々本町214番地　プレヤデスハイツＢ棟205号
破産者　宮川　敬治
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２９号
名古屋市西区歌里町343番地　ベルデュール歌里103号
破産者　神宮司　純
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９５号
神戸市中央区野崎通１丁目２番６号　第２にしきマンション203、開始決定時の住所神戸市兵庫区中道通９丁目２番12号
破産者　野村　武司
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３３号
熊本市中央区帯山３丁目35番５号　ロフティ帯山302号、住民票上の住所熊本市中央区帯山４丁目51番５号
破産者　和泉　啓介
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
石川県七尾市小島町ヌ部39番地１
破産者　浦邉　佳子
１　決定年月日　平成25年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４５号
福岡市早良区飯倉４丁目20番15号
破産者　丸田ミチ子
１　決定年月日　平成25年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１１９号
岐阜県大垣市上石津町牧田4538番地
破産者　中山　克己
１　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
２　一般調査期日　平成25年６月19日午前10時
平成25年３月29日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
北海道紋別市新生39番地の９
破産者　山本　幸男
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年５月30日午後２時
平成25年３月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８３号
埼玉県川口市大字辻606番地の２　鳩ヶ谷スカイハイツ103号
破産者　亡粟井俊男相続財産
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年５月20日午前11時
平成25年３月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県飯能市美杉台４丁目28番地４
破産者　和田　富美
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年５月29日午前10時40分
平成25年３月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１７号
佐賀県伊万里市立花町1604番地７
破産者　樋渡　常右
１　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
２　一般調査期日　平成25年６月５日午前11時
平成25年３月27日　佐賀地方裁判所武雄支部